

令和7年第4回養老町定例会会議録

令和7年第4回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和7年12月3日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第64号 養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について
- 日程第5 議案第65号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 議案第66号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第67号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第68号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第71号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第75号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第76号 養老町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第77号 養老町下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第78号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第79号 養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例について

- 日程第20 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
 日程第21 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
 日程第22 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
 日程第23 議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定について
 日程第24 議案第81号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定について
 日程第25 議案第82号 養老町豊転作技術研修センターの指定管理者の指定について
 日程第26 議案第83号 養老町寺町転作技術研修センターの指定管理者の指定について
 日程第27 議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定について
 日程第28 議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）
 日程第29 議案第86号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第30 議案第87号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第31 議案第88号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第32 議案第89号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第33 議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早 崎 百合子

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	無藤宣宏	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美

住民福祉部 住民環境課長	吉村和人	住民福祉部 健康福祉課長	伊藤めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部技術参事兼 建設課長	近藤晴彦	産業建設部 産業観光課	杉野雄士
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前真理
教育委員会 生涯学習課長	徳本弘基	消防長	大倉巧
消防総務課長	三輪正俊	消防課長	玉井洋祐
予防課長	辻政人		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(早崎百合子君) おはようございます。

令和7年第4回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段皆さんで御唱和ください。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行においては提出議案の審議に当たり、辻予防課長が出席しております。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和7年第4回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(早崎百合子君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5番 北倉義博君、6番 岩永義仁君を指名いたします。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、11月28日、議会運営委員会が開催され、本定例会の議会運営について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長(西脇 康君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る11月28日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下、開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、12月3日水曜日から12月17日水曜日までの15日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、

またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会2日目の12月16日火曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、条例の制定2件、条例の一部改正13件、条例の廃止1件、人事案件3件、指定管理者の指定5件、令和7年度一般会計及び特別会計等の補正予算6件、以上の計30件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに日程第4、養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてから日程第19、養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例についてまでの計16議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第20、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第22、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの計3議案については、人事案件につき議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第23、養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第27、養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの計5議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第28、令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）から日程第33、令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの計6議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第4、養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてから日程第15、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてと日程第18、養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてから日程第19、養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例について及び日程第23、養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についての計15議案の審査の付託先である総務民生委員会は、12月8日月曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員会委員長へ要請すること。

次に、日程第16、養老町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてから日程第17、養老町下水道条例等の一部を改正する条例についてと日程第24、養老町農村婦人の家の指定管理者の指定についてから日程第27、養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの計6議案の審査の付託先である産業建設委員会は、12月8日月曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員会委員長へ要請すること。

最後に、日程第28、令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）から日程第33、令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の計6議案の審査の付託先である予算特別委員会は、12月8日月曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員会委員長へ要請すること。以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月3日から12月17日までの15日間と決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年11月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第4回養老町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、寒くなりましたけれども大変御多用の中、御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨日、民生・児童委員さんの退任式、就任式があったわけでございますけれども、3年間任期の中で継続してお世話になった方、そして新たにお世話になる方お見えになりましたけれども、本当に大変な職務だというふうに思っております。これからもよろしくお願い申し上げまして冒頭の御挨拶をさせていただきますと思います。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

政府は、先週28日の金曜日、一般会計歳出総額18兆3,034億というコロナ後最大規模の補正予算案を閣議決定いたしました。こうした状況の中、先週火曜日には内閣府地方創生推進室から、重点支援地方交付金の拡充について事務連絡が県を通じて当町にも届いておるところでございます。

概要を申し上げますと、従来の取組の継続のほか、前回の臨時会でも少し触れましたけれども、食料品物価高騰に対する支援について、特別加算や中小企業、小規模事業者の賃上げ環境の整備など交付金のさらなるメニューの追加が示されるとともに、交付限度額の目安について、令和6年度一般会計補正予算の交付限度額、養老町の場合7,101万円のおおむね交付をいただいておりますけれども、3.3倍以上の可能な限り年内で予算化に向けて検討を開始しなさいという要請内容でございました。いずれも住民生活に直結する内容でございますので、私のほうでもこの連絡を受けて、翌日に緊急の部長会議を行い、各課長等に早急な対応の指示を行ったところでございます。

こうした状況から議会初日に間に合っておりませんが、会期中には当町の実情に応じた対応を取りまとめ、何とか提示させていただきたいというふうに考えております。

食品の値上げなど中長期的に続く中で、県内42市町村の令和6年度普通会計の決算が過去2番目の規模であったと報道されているところでございます。当町といたしましても引き続き財源の確保に取り組み、持続可能な財政運営に努めながら住民生活を守るために必要な支援を迅速に実施してまいりますので、議員各位におかれましても格別の御理解を切にお願い申し上げます。

さて、11月26日、ちょうど水曜日、1週間前でございますけれども、第9回目となる子ども議会がこの議場で開催され、高田中学校、東部中学校の生徒の代表15名が参加をしてくれました。私もちょうど四十数年前に中学生でしたので、そのときを回顧しながら、自分で言うのも何ではございますけれども、内気で目立たないほうの生徒でございましたので、若く新しい感覚、柔軟な発想で堂々と発言する姿がとても印象的でした。その中で、シビックプライドも醸成されてきておるなというふうに感じたわけでございます。養老町の未来も非常に明るいと感じておりました。

また、「乗って残そう養老鉄道」と沿線市町でも支援を行っておりますが、11月29日土曜日には養老鉄道百景ポスター・絵画・写真展2025の表彰式がYOROofficeで行ったわけでございます。今年は沿線住民の方を中心に約250点の応募がございまして、特に素晴らしい作品の応募をいただいた25名の方を表彰いたしました。

今後、養老公園とか養老鉄道の車内で掲示し、養老鉄道をPRするとともに、利用者の増加に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、翌日の30日日曜日には養老郡消防協会による機動演習が広幡小学校で実施されました。昨日も北海道の函館市で火災があったわけでございますけれども、本当に心からお見舞い申し上げたいと思っておりますけれども、養老町も山がございまして。山火事等を想

定し、ジェットシューターなどを使用した訓練も盛り込んでいただきました。養老住民の生命・財産を守るため、有意義な訓練であったと感じております。町といたしましてもボランティアとして大変お世話になっている消防団と連携を強化しながら、有事の際には迅速、的確に活動できるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提出させていただきました議案は、条例の制定が2件、条例の一部改正が13件、条例の廃止が1件、人事案件が3件、指定管理の指定が5件、令和7年度一般会計、特別会計の補正予算、関連諸議案が6件の合わせまして30件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、今回からペーパーレス化を推進するため、執行のほうはタブレットを持参しまして議会に挑んでおります。少し不慣れな点で御迷惑をおかけするかもしれませんが、何とぞ御容赦いただきたいというふうに思います。

○議長（早崎百合子君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第4、議案第64号から日程第19、議案第79号までの計16議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

まず、日程第4、議案第64号 養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第64号 養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について御説明をさせていただきます。

この条例は、行政手続において利用者の利便性の向上並びに行政運営の効率化を目的として情報通信技術を活用した手続を可能とするため、必要な事項を規定するものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、演台にて補足説明。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

情報通信技術を活用した行政の推進等に係る法律（平成14年法律第15号）において、地方公共団体は条例や規則に基づく手続についてデジタル技術を効果的に活用するよう努めることが定められています。本条例は、その趣旨に基づき、町が定める条例等において、書面等によって手続を行うこととされている場合であっても、スマートフォン等の電子通信機器を介した手続を可能とするため必要な事項を定めるものです。

本条例の制定により、手続等に係る町民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るとともに、情報通信技術を活用した手続等に係る情報システムの整備を進め、行政におけるオンライン化を推進していきます。

本条例案は、第1条から第11条までの構成になっておりますので、条を追って内容を御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

まず、第1条におきましては、新条例を制定する目的を明確にするための規定でございます。

次に、第2条におきましては、新条例内の各号に掲げる用語の定義を明確にしております。

第3条におきましては、条例等により行政手続を書面等によって行うことが規定されている場合であっても、個別条例等を改正せずに情報通信技術を活用した申請等を行うことを可能とする旨を規定しております。

また、条例等で申請時に署名等を義務づけている場合であっても個別条例等を改正せずにマイナンバーカードによる電子署名で代替を可能とし、手数料の納付方法についても来庁することなく手続を完結させることができるよう、キャッシュレス決済による納付を可能とする旨を規定しております。

第4条におきましては、町が行う処分通知等についても第3条の書面等の場合と同様に、条例等により書面等によって行うことが規定されている場合であっても情報通信技術を活用して処分通知等を行うことを可能とする旨を規定しております。

第5条におきましては、縦覧等において条例等により書面等により行う方法が規定されている場合であっても、電磁的記録を利用した縦覧等を可能とする旨を規定しております。

第6条におきましては、条例等において書面等により作成、保存することとしている台帳等について、個別の条例等を改正せずにコンピューター等の利用による当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもって代えることができる旨を規定しております。

第7条におきましては、新条例の適用除外について規定するものであり、第3条、第4条の情報通信技術を活用した申請等や処分通知等の規定並びに第5条、第6条の電磁的記録による縦覧や作成等の規定について、申請時に対面による確認が必要な場合や既に情報通信技術を活用した方法が個別の条例等で規定されている場合などは、本条例の適用から除外する旨を規定しております。

第8条におきましては、添付書面等の省略について規定しております。申請等をする者の住民票の写しや登記事項証明書などで個別条例等において添付することが規定されているものについて、申請等をする者がマイナンバーカードの利用などにより町の機関が添付する書面等の情報を入手し、または参照できる場合には添付を要しないこととす

る旨を規定しております。

第9条におきましては、町が町の機関等に係る手続等のオンライン化等の推進を図るために、情報システムの整備その他必要な措置を講ずることについての努力義務について規定しております。

第10条におきましては、オンライン化の状況の公表について定めております。この条例によりオンライン化した手続については、個別条例に規定がされず、どの手続がオンライン化されているか、いつからオンライン化されているか等が町民に分かりにくい状況となります。したがって、この公表規定に基づき、町民へ公表することにより手続等の情報通信の技術の利用に関する状況について明らかにすることといたしました。

第11条におきましては、本条例に規定されている事項のほかに、本条例に施行に関し必要な事項を規則により定めることを規定しております。

また、附則では施行期日を定めており、この条例は公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 大綱的な視点から質疑を行わせていただきます。

第6条内の中にある書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができるとあるんですけれども、このいわゆる紙に代わって何かメディアに記録したりクラウドに記録したりするのかなというふうに想像するわけですけれども、実際のところどういう形で記録されるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、演台にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） ただいまの岩永議員の御質問に対して回答させていただきます。

おっしゃるとおりでして、コンピューター等により、この条例は、条例等の中には町民等からの届出に基づき当該届に関する書面等を作成することや、町民等から届けられた書面等を保存することなどの手続も存在しておりますので、条例等において書面等により作成、保存することとしている台帳や登録簿等について、コンピューター等の利用による当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもって代えることができるということを規定したのになりますので、いわゆるデータで保存したものが該当するというふうに理解いただければと思います。以上になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 私が聞きたかったのは、どういう形で保存するのかということで、例えば役場内に書庫のような形でメディアを保存するのか、例えば今提携しているようなシステム上のクラウド上に保存されるのかというのは、紙であれば皆さん古文書なんかで見られるように100年でも200年でも前の資料が残っていたりするわけですけれども、電磁的記録というのは、早ければ数年、長くても10年、20年たつと、その電磁データというのは消えてしまうんですよね。この辺りのもの、例えば消えるのを想定して何年かに一回その記録物を更新していくような規定もこの中に細かく附則として定められているのかとか、そういった辺りの心配点があるので、特に今回のものは申請書類なんかも電磁記録されて保存するというようなことなので、紙とは違ったリスク、また昨今を結構見聞きするようになったハッキングによる流出だったり、人質型と言われるような丸ごとデータをどこかの組織が握っちゃって身代金みたいなお金を払わないとデータを返してもらえないというような状況になったときに、この最大のセキュリティーはアナログ保存ということはもう間違いないんですけれども、この辺りの点について懸念される部分、どうやって担保されているかを、ちょっと詳細な説明をいただきたいのでお答えください。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、自席で答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 電磁的記録電子媒体の保管あるいは保存の管理についてなんですけれども、電子媒体で保存する場合は、基本的にはオンラインシステム上に申請データ等が蓄積されますので、システム上で紙媒体と同様に公文書管理規程に則した運用にすることをまず考えております。

ただ、実際には物によって保存するやり方とかというのはそれぞれにあると思いますので、今後オンライン化する中で、それぞれの部署と相談しながら保存も含めて進めていくような形で対応していきたいと思います。以上です。

○6番（岩永義仁君） リスク管理とかその辺の話となると。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） すみません、ただいまの岩永議員の質問に回答させていただきます。

安全性及び信頼性につきましては、専用回線ですので基本的には外部からの侵入はできないと思いますけれども、システム整備に当たっては、セキュリティー面に配慮した仕組みにすることと、セキュリティーポリシー等を整備して安全性を確保するという形で考えています。すみません、その申請したものと保存したところは、申請は一般のインターネット回線で来るんですけれども、保存は専用回線のほうで保存するような形になりますので、基本的な安全性は確保されることになると思います。よろしいでしょうか、以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 最後の3回目になるので、答弁漏れないようにしっかり聞いておいてください。

私が言っているリスク管理の部分にまだお答えいただけていないんですけども、リスク管理とその保存性ですね、電磁記録の保存、システム上に置いておくということなので、その契約している企業がどんどんその保存記録をしていってくれるという概念なのかもしれないんですけども、今のその紙媒体におけるセキュリティーの高さ、もしくは保存性の高さと比べてそこら辺の担保はちゃんとできているのかという話が心配で話をしているんです。なぜかという、昨今セキュリティー性の高いような大手企業のデータですらハッキングによって改ざんされたり人質に取られたりするようなケースが見受けられるのは、もう最近のニュースを見ていけば、よく、あの某ビール会社の話ですとか、その前でしたら大手の書籍会社というか、もう今は書籍だけじゃないですけども情報管理会社のようなところも被害に遭っている状況ですので、この行政系だから安心ということもないし、さっきの専用回線だからどうのこうのという話ではなくて、少なくともオンラインに接続されているもの全てにリスクがあるんですけども、この辺りの点をどのように考えているか。ましてやさっきの説明だと今後協議しながら進めていくというような答弁もあったかと思うんですけども、そこら辺、細かい部分が決まっていなくて、こういうリスクのあるものに移行していくのに懸念を感じているんですけど、その辺のリスク管理の担保がどうなっていますか。どう考えますかという質問をしているので、ちょっとお答えをいただきたいんです。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、自席で答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） ただいまの岩永議員の3回目の再々質問に回答させていただきます。

システム障がいや個人情報の漏えいなどの安全性や信頼性についての確保ということでございましたら、システム障がいや個人情報の漏えいなどの対策といたしましては、オンラインシステムの調達については、自治体の導入実績が多くて信頼性が高いシステムを選定していきたいというふうに考えております。

また、職員に対しましても、養老町における行政手続のオンライン化システムのガイドラインの作成や運用手順の作成と徹底を通して、個人情報の紛失や漏えいを防いでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第5、議案第65号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第65号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明をさせていただきます。

令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、令和8年4月1日から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、必要となる条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い児童福祉法の一部が改正され、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月の一定時間までの利用可能枠の中で就労用件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。

乳児等通園支援事業については、児童福祉法において町による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営についての基準を条例で定めることとされていることから、本条例を制定するものでございます。

本条例の主な内容について御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

本条例は、第1章から第3章の構成になっております。

第1章、総則では、本条例の制定趣旨、定義、最低基準の目的など、乳児等通園事業者などについて規定をしております。

第2章、乳児等通園支援事業では、事業の区分、各区分における設備の基準、職員、支援の内容などについて規定をしております。事業の実施体制により、一般型乳児等通

園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分され、それぞれ内閣府令に定められる従うべき基準及び参酌すべき基準に沿って、利用する乳幼児の良質な成育環境を整備し、子育て家庭に対する支援を強化するための基準を定めるものであります。

第3章、雑則では、委任などについて規定をしております。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 2026年4月1日から全市町村で開始されるわけですが、実施主体は市町村ということで、市町村がニーズに対応できる定数を確保すると。私立保育園については法人で実施するかどうかを判断する、公立保育園については市町村が判断をするというふうに理解していますが、現時点で実施する公立認定こども園や私立園は決定されていますか。

2点目は、保育料などの記載がありませんが、恐らく要綱で定められるのではないかなと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

次に、保護者の自己負担額ですが、国の基準は1時間300円と承知していますが、変更も可とのこと。町としては保護者の自己負担の決定は現時点で決定していますか。決定しているのなら幾らを検討していますか。

最後になりますが、ゼロ歳児は3対1、1・2歳児は6対1、2分の1以上が保育士ですが、保育士であれば運営を可能としておりますけれども、本当に保育の質も含め適切な保育を提供できるのか、通常保育などでの支障で、実際は園長たちが支援に入らないと困難だと思われるような場合、本来園長、主任などの業務に支障が出ないか、その点についてどういうふうにお考えで条例を上げられたのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、どの園で実施を検討しているかというところについてでございますが、現時点では町内の私立園、それから子育て支援センターで実施できるよう、それぞれの園、施設に対して説明を行っているところでございます。公立こども園での実施につい

ては、今のところ予定はしておりません。

2点目の利用料につきましては、国のほうから利用料についての通知等がまだ来ておりませんので、通知に基づきまして今後必要となる規定を定める予定をしております。

3点目の利用料の金額についてでございますが、利用料については現時点ではまだ決定のほうをしておりますので、こちらも今後の通知等に基づきまして決定してまいりたいと考えております。

あと、4点目の通常の保育に支障が出ないのかという懸念につきましては、現時点では余裕活用型での誰でも通園制度を実施する方向で検討しておりますので、現状の保育に支障がないようにしっかりと職員配置等の確認を行っていく予定をしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 要綱ができる期日といいますか、いろいろと補填されることも要綱の中に書かなくちゃいけないと思うんですが、国の提示というのはいつ頃になるんでしょうか。もう既にこの中で具体化して議会に提案する、要綱の中の議会で提案する議会もあると聞いていますが、その辺は町としては県とかに対してどういうふうに対応するんですか。まだ今、4月1日で、まだ12月の段階で決まってないというのは、保護者にとっても非常に関心のある制度ですが、ニーズに応えられるような取組ですか。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの保育料等の期日に関しましては、4月1日からきちんと始められるように検討をして、保護者の方にもきちんとお知らせされるというのは当たり前のことですので、きちんとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） この子ども・子育ての通園支援事業ですね、これの周知についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの水谷議員の質問にお答えいたします。

周知につきましては、ホームページや子育てアプリのほうで広く周知していくほか、保健センターの健診の際などの機会を利用して説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〔「議長、休憩に入ってください」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） これより暫時休憩といたします。再開時間は後ほど連絡します。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

ここで、執行部よりただいまの議案について一部訂正したいとの旨の申出がありましたので、発言を許可します。

養老町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

ただいま議案第65号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての審議中でございますけれども、大変申し訳ございません、19ページになります。

議案、第16条、乳児等通園支援事業所内部の規程に関する事項の16条第1号の(1)等通園支援事業の目的及び運営の方針の前に、(1)乳児等という「乳児」という言葉が抜けておりました。大変御迷惑をおかけしますが、訂正ということでおわびを申し上げます。申し訳ございません。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま申出がありました議案の訂正については、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正を許可いたしました。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第6、議案第66号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第66号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）が令和7年5月28日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 吉村住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料3ページ、養老町印鑑条例新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部改正につきましては、関係法令の改正により、本条例中の引用条項にずれが生じるため所要の改正を行うものです。

第16条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改めるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書29ページを御覧ください。

施行日については、この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条の政令で定める日から施行します。

以上で、議案第66号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第7、議案第67号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第67号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、標準化基準に適合する基幹系情報システムへの移行に当たり、本町の住民基本台帳に登録されていない者、いわゆる住登外者の情報について、一元的に登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることから、住登外者に係る個人番号の利用に関する事務を条例で定める個人番号の独自利用事務に追加するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

住民基本台帳、地方税等の情報システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行が必要となり、本町では令和8年1月13日に移行を予定しております。

今回の移行に伴い、住登外者を基幹系情報システムで処理するため、住登外者宛名番号管理機能が実装されますが、当該機能を扱う事務については、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があることから、今回改正を行うものであります。

主な改正内容について御説明させていただきます。

別添資料4ページ、養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第4条第1項では、法定事務や準法定事務について、住登外者の情報を包括的に利用することができることを定めるものです。

同条第4項では、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で住登外者の情報を利用することができることを定めるものです。

次に、別表第1では、独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能により住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

別表第2、第3では、特定個人情報の庁内連携を行う事務または同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能に住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書35ページを御覧ください。

本条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第67号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第8、議案第68号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第68号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正される見込みであることに伴い、養老町議会議員の期末手当についても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議会事務局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 高橋議会事務局長、演台にて補足説明。

○**議会事務局長（高橋正人君）** それでは、私より補足説明をさせていただきます。

まず、第1条関係について説明をさせていただきます。

別添資料8ページ、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

第5条の改正については、期末手当の支給率を、12月に支給する場合において0.05月引上げをするものです。

次に、第2条関係について説明をさせていただきます。

資料9ページ、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

第1条の改正で、期末手当の支給率が0.05月分引上げになりますが、引上げ分について一般職と同様に6月と12月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率について変更はございません。

最後に、附則についてでございます。

議案書37ページを御覧ください。

施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

また、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○**議長（早崎百合子君）** 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（早崎百合子君）** 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（早崎百合子君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○**議長（早崎百合子君）** 次に、日程第9、議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職職員の給与が国に準じて改正される見込みであることに伴い、養老町特別職職員の期末手当につきましても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

また、特別職の給与につきまして、養老町特別職報酬等審議会の答申に基づき、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料10ページ、養老町特別職の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

まず、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第8条の改正については、期末手当の支給率を12月に支給する場合において0.05月分引き上げ、2.35月分とするものです。こちらは、令和7年度人事院勧告に伴う養老町職員の給与に関する条例の改正内容に準じたものとなっております。

次に、資料11ページ、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

改正条例第2条関係について説明させていただきます。

第1条の改正で期末手当の支給率について0.05月分引き上げを行いますが、引き上げ分について一般職と同様に6月と12月で均等に配分するよう改正を行うものです。年間の支給率については変更ございません。

また、特別職の給料月額について、平成17年に抑制減額を実施して以降、長期間見直しが実施されていないことや、近年の物価高騰を鑑み、現状の給料月額が適正であるか養老町特別職報酬等審議会に諮問したところ、引き上げを行うべきとされ、その額は直近4年の人事院勧告による民間給与との較差是正率の合計7.57%とするべきとする答申がありましたので、これに基づき給料月額を引き上げるものです。

引き上げ後の額は、町長80万円、副町長68万5,000円、教育長58万円で、引き上げ率を計算後、1,000円未満を切り捨てて額を算出しております。

最後に、附則についてでございます。

議案書39ページを御覧ください。

施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

また、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 当日の報酬審議会に付された資料はどのような内容でしょうか。

2点目は、町長の諮問することに対し、副町長、教育長、総務部企画財政課など担当部課長の中では異論は全くなかったのでしょうか。

3点目は、1月の給与、町長が7.5%引上げで80万円、副町長は1.75%の引上げで68万5,000円、教育長が1.74%の引上げで58万円との答申が出たわけですが、大垣市、海津市、県内外の類似団体の首長の給与、答申前の金額は大変低いとの認識でしょうか。

隣のまちである類似団体である垂井町の特別職の金額をお答えいただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） ただいまの水谷議員の御質問に回答させていただきます。

報酬審議会の資料の内容でございますが、まず1点目が平成17年から現在に至るまでの消費者物価指数の現状ですね、上がっているか下がっているかというところ、あと一つが近隣西濃の町の現状ですね、人口であるとか面積であるとか一般会計の規模であるとかいったところと、あとは首長さん、特別職さんの給与月額の一覧、あとは近年の職員の給与の引上げ率の3点の資料でございます。

2つ目の皆さんの中で報酬の引上げに対しての意見ということでございますが、冒頭の説明にもございましたが、平成17年に減額抑制されてから20年間触れられていないというところで、我々一般職の給料は上がっているところも鑑みまして、一般職の中からは特段異論はございませんでした。特別職の方からもそういった意見はないということでございます。

あと、今回の給与の改定率は、お三方とも一緒でございますので、パーセントがばらばらということではございません。垂井町の現在の町長の給与月額は73万円、副町長は62万5,000円、教育長は55万円となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 冒頭の挨拶で町長が言われましたように、岐阜県が11月28日、県内42市町村の2024年度の一般会計決算のまとめを公表しました。財政力の強さを示す財政力指数、財政の健全度を示す経常収支比率、実質公債費比率です。西濃圏域で類似団体である垂井町と比較しても養老町の財政力は大変厳しい数値です。また、今年度の物価高、2025年度の食品値上げは2万609品目、昨年より8,000品目増えたこととなります。

町民生活が物価高、生活苦、深刻な地域経済で大変な中、特別職給与の大幅引上げは町民の理解が得られるのでしょうか。

ちなみに、15万都市である大垣市の市長109万円、海津市市長76万円、先ほど言われました垂井町は73万円、養老が今度80万円です。この数字の中で、平成17年度から20年間値上げしていないというふうなことも提案説明の理由にありますけれども、現時点での首長の近隣自治体の金額を見てみると、そんなに低いことはないというふうに思いますが、その点でお答えいただきたいと思います。

また、再任用職員は働き方こそ正職員とは違いますが、町の様々な分野で公務を担うなくてはならない存在であります。1条の支給対象ではないというふうに思いますが、再任用職員の支給こそ検討すべきではありませんか。答えられる範囲で答弁いただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） いろんな考え方がございまして、私が上げろと言っておるといような言い方をされてみえますけれども、養老町特別職報酬審議会の答申というのは重いというふうに思っております。私の考えではなしに答申の意見を反映させていただきたいというのと、西南濃、西南濃とおっしゃられますけれども、県内の首長の42ある平均が今80万弱ぐらいでございまして。平均の報酬審議会の委員さんからは、私が受け止める限りでは、会議録を読む限りでは、よく頑張っておるんじゃないかというような評価も言っていておられますので、そういった答申を受けての上程ということで御理解をいただきたいと思います。

再任用の職員につきましては、聞いていただいたら分かりますけれども、私は会うたび会うたびにいろんな職員の御意見をいただきながら、サラリーも少しずつ反映していかなきゃいけないということは常に考えております。そういったところで、今後もそういった御意見を真摯に受け止めながら、水谷議員さんの意見は意見として見解の相違ということで受け止めさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 働き方改革が全職域で叫ばれて少しずつ改善が進んでいますが、特別職の改革は簡単ではなく、想像を絶する激務であるということは十分承知した

上で質問させていただいています。報酬審議会の諮問と言いますが、諮問をされたのは町長御自身ですので、その点は、その点だけは見解の相違と言われましたが、事実に基づき申し述べておきたいと思います。以上です。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 大綱的な視点で述べさせていただきたいと思います。

先ほどの質疑の中で、町長は県内の平均値についておっしゃられましたが、中央値がどうなっているか把握しておられれば数字を御提案いただきたいと思います。

また、報酬審議会の答申、これは報酬審議会に限らず諮問機関の答申の重さというのは私も重々承知しております。それは分かっているのですが、この養老町の今の財政状況を考えたとき、住民から要望があったときには、財政逼迫の折、お金がない、気軽によくそういうふうには答えられるのは、ここにおられる方も、特に議員の人なんかよく住民の方からそういうお話を伺ったときに、町と話をすると、すぐそういうお金がないって言われる中、養老町の財政厳しい中、答申は答申です。ただ、いつ答申の実行をするのかについては、執行部が、町幹部が選択して選べるものです。今この状況の中で、なぜこのタイミングで行うのか。養老町の財政が上向いた段階、余裕ができたときであれば、当然そのベース給料の上積みというのは私も反対はいたしません、この状況を選んだことについて、なぜなのかという辺りについてはお答えいただきたいと思います。町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 先ほど意見の中でありましたけど、激務じゃないかというような意見もありましたけれども、激務か激務じゃないかというのは私自身が思っておることだと思いますし、このタイミングといいますけれども、施行は恐らく4月1日、新年度からということでございます。

このタイミングというのは、全国的に今、一律でどこの自治体も見直しを行っておるということで、養老町も見直しを行っていただいたということで、私のほうからやれといった指示ではございません。内部的に、総体的に判断されて諮問をかけたということでございますし、当然物価が下がってれば、全体的にやはりそういったところで減額が必要だろうという答申をいただければ、それは率直に答申に従って減額しますし、今回は元に戻したらどうかという御意見をいただきましたので、17年度のときに減額前の金額で答申をいただいたかなというふうには思っております。

いずれにいたしましても、これは執行は新年度からというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 県内の平均値でなく、中央値は持ってないんですかね。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたしました。

中央値までは把握しておりませんし、ちょっといろいろと事務方のほうは調べておりますけれども、県内の平均値ということで、今回は42をベースに調べてくれたというふうには伺っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 中央値については今後、この後、総務民生委員会も控えておりますので、そのときまでにちょっと資料として追加で御提示いただきたいと思いますので申し述べておきます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） できる範囲で調べますけれども、やはり情報提供の部分で条例で表示されておりますので、まとまったデータがあればいいですけれども、恐らく千何百というデータを……。

○6番（岩永義仁君） 県内。

○町長（川地憲元君） 県内のデータはお示しさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第10、議案第70号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第70号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和7年の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が今国会にて成立する見込みであることに伴い、町におきましても国に準じ、通勤手当や宿日直手当、期末手当、勤勉手当、給料表等の改正について所要の改正を行うものでございます。

また、7級の職員の給与幅を4号給から3号給へと規定の削除、災害時に召集される緊急消防援助隊として勤務した消防職員に対する手当の新設、定年延長により60歳に達した日の最初の4月1日以降に勤務する職員における月額給与の100分の70以内とする改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料12ページ、養老町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

最初に、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第4条第2項の改正につきまして、職員の昇給につきましては、昇給日前1年間に良好な成績で勤務した職員には4号給の昇給を行うこととしておりますが、7級の職員については昇給幅を3号級としておりました。こちらは国家公務員の規定に準じたものとなっておりますが、法律改正により国家公務員においてこの規定はなくなりましたので、本町の条例においても削除する改正を行うものです。

続きまして、第11条の改正につきまして、本年の人事院勧告において通勤手当の額の改正が勧告されており、これに基づき改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表13ページ、14ページのとおりです。

続きまして、第17条の改正につきまして、こちらも本年の人事院勧告において宿日直手当の額の改正が勧告されており、これに基づき改正するものです。

改正内容につきましては、宿日直勤務1回に対する手当を「4,400円」から「4,700円」に改正するものです。また、勤務時間が5時間未満の場合の手当を「2,200円」から「2,350円」に改正するものです。

続きまして、第19条第2項の改正につきましては、こちらも本年の人事院勧告において期末手当の支給率の改正が勧告されており、これに基づき改正するものです。

改正内容につきましては、12月に支給する期末手当の支給率を一般職員は0.025月分引き上げ1.275月分に、再任用職員は0.025月分引き上げ0.725月分とするものです。

続きまして、第20条の改正につきましては、こちらも本年の人事院勧告において勤勉手当の支給率の改正が勧告されており、これに基づき改正するものです。

改正内容につきましては、12月に支給する勤勉手当の支給率を一般職員は0.025月分引き上げ1.075月分に、再任用職員は0.025月分引き上げ0.525月分とするものです。

別表第1については、給料表の改定を行うものであります。

次に、別添資料28ページ、養老町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

第18条の改正につきましては、消防組織法の規定に基づき、災害が発生した市町村に緊急消防援助隊として出動した場合の手当を新設するもので、その額は1勤務日について2,160円としております。こちらについては、国家公務員の規定に基づき新設するものです。

続きまして、第19条の改正につきましては、改正条例第1条で改正した期末手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、一般職員については1.2625月分、再任用職員については0.7125月分支給するよう改正するものです。年間の合計支給率については変更ございません。

続きまして、第20条の改正につきましては、改正条例第1条で改正した勤勉手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、一般職員については1.0625月分、再任用職員については0.5125月分支給するよう改正するものです。年間の合計支給率については変更はございません。

続きまして、附則第10項の改正につきましては、定年延長により60歳に達した日後最初の4月1日以降も勤務する職員の給料月額について、当該職員の受ける号給に応じた額の100分の70以内とし、勤務成績に応じて給料月額を設定するよう改正するものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書47ページを御覧ください。

施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

また、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

附則第2条については、給与の支給についての必要な措置を規定しております。

また、附則第3条については、町の規則への委任規定としております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第11、議案第71号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第71号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和7年の人事院勧告を受け、養老町一般職職員の給与が国に準じて改正される見込みであることに伴い、給与条例を引用している規定の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料31ページ、養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第13条の改正につきましては、人事院勧告による給与条例の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

第13条の2の改正につきましては、期末手当同様、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

第21条の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員同様、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

第21条の2の改正につきましては、期末手当同様、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書50ページを御覧ください。

施行日につきましては、この条例は令和8年4月1日から施行します。

附則第2項につきましては、令和8年度に支給する期末手当に関する特例を規定しております。期末手当の支給月数は、令和5年度から段階的に引上げを行っており、令和8年度は年間2.5月とします。

附則第3項につきましては、令和8年度に支給する勤勉手当に関する特例を規定しております。勤勉手当の支給月数についても段階的に引上げを行い、令和8年度は年間1.5月とします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第12、議案第72号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第72号 養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同法の一部が令和8年1月1日以降に施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 永嶺税務課長、演台にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料33ページ、養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

第11条につきましては、公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により閲覧することができる状態に置く措置を取ることとするものです。

また、第11条の3につきましては、第11条の改正に伴う規定の整備を行うものです。

第26条の3、第28条の2、第28条の3の2、第28条の3の3につきましては、所得割の納税義務者が特定親族（大学生年代（年齢19歳以上23歳未満）の生計を一にする親族のうち、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下である者）を有する場合に、前年の合計所得金額に応じ控除する特定親族特別控除の創設に伴い、所要の改正を行うものです。

36ページ、附則第13条の2の2につきましては、加熱式たばこについて、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式を重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算することとするものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書54ページを御覧ください。

附則第1条につきましては、施行期日を定めるものであり、令和8年1月1日から施行するものです。ただし、町たばこ税に係る改正規定等は令和8年4月1日から、公示送達等に係る改正規定は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行日の日から施行します。

また、附則第2条につきましては今回の改正に伴う公示送達に関する経過措置を、附則第3条につきましては町民税に関する経過措置を、附則第4条につきましては町たばこ税に関する経過措置を定めるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第13、議案第73号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第73号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）が公布され、令和7年9月16日より施行されたこと及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の公布により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、令和7年10月1日より施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料39ページの養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

第13条については、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、本条例中の引用条項を改めるもので、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

次に、第18条第2項については、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合に、保育所等を利用する乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができるとされておりましたが、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合についても健康診断の全部または一部を行わないことができると改正するものであります。

次に、40ページを御覧ください。

第24条第2項、第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項については、国家戦略特別区域法に基づき国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県または指定都市においてのみ保育士と同様

に業務を行うことができる資格制度の創設に伴い、関係条文を改正するものです。

次に、42ページを御覧ください。

附則第9条第2項を新設し、認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用について読替規定を定めるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書59ページを御覧ください。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第14、議案第74号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第74号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、地域限定保育士制度の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報の義務が創設されましたので、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜り

ますようよろしくお願ひいたします。

○議長（早崎百合子君） 尾前教育総務課長、演台にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料43ページ、養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

第10条第3項第1号では、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加えるものです。

次に、第12条では、児童等への虐待の未然防止と安全確保の強化を図るため、児童養護施設等を対象とする被措置児童等虐待防止について、その対象となる施設、事業として新たに放課後児童健全育成事業が追加されたことに伴い、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改めるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書61ページを御覧ください。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第15、議案第75号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第75号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法が改正され、令和7年10月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料45ページの養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

先ほどの養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、本条例中の引用条項を改めるものでございます。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

最後に、附則についてでございます。

議案書63ページを御覧ください。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第16、議案第76号 養老町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第76号 養老町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

林野火災が発生する近年の状況を鑑み、空気の乾燥と林野火災の発生・拡大のおそれと関係性を改めて認識し、防災・減災の観点から、総務省消防庁の通達により所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、演台にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料46ページの養老町火入れに関する条例新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部改正につきましては、第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は、」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改めるものです。

今回の改正では、林野火災に関する注意報を発することができることに伴い、発せられた際に火入れの制限を行うため、林野火災に関する注意報を加えるとともに、気象情報における発表者並びに発令者につきましても整理し、改正を行うものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書65ページを御覧ください。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第17、議案第77号 養老町下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第77号 養老町下水道条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

本町における公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業につきましては、様々な人口減少など節水機能の普及、また使用料が年々減少するとともに、施設の更新需要の増加、エネルギー価格の高騰、物価上昇の影響により汚水に係る処理費用は年々上昇しており、今後も厳しい経営状況が見込まれております。

地方公営企業法第21条第2項では、料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬと規定されていることから、下水道事業等の経営基盤を強化するため使用料の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別途資料47ページ、養老町下水道条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

別表第1において、公共下水道の基本料金を現行の「2,200円」から「2,860円」に、超過料金を「148円」から「192円」に改めるものです。

次に、48ページの第2条関係では農業集落排水の基本料金と超過料金について、49ページの第3条関係ではコミュニティ・プラントの基本料金と超過料金について、公共下水道と同様に改めるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書68ページを御覧ください。

施行日については、この条例は令和8年6月1日から施行します。また、経過措置として、この条例による改正後の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用します。ただし、施行日前から継続している施設の使用中、施行日から令和8年6月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものの当該確定した使用料については、なお従前の例によることとします。

以上で、議案第77号 養老町下水道条例等の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 総括的な質疑を行いたいと思います。

今回の条例改正によって、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントを使っている家庭においては、まさに家計を直撃するわけですけれども、今の利用状況に合わせてこの条例改正後の金額を当てはめた場合の効果額について、試算があればお示しいただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて答弁。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの岩永議員の御質問に御回答させていただきます。

料金改定に伴う増収の試算といたしまして、公共下水道につきましては、令和8年度で2,160万円の増収の予定をしております。コミュニティ・プラントにつきましては約330万円の増収、農業集落排水につきましては約150万円の増収を見込んでおります。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第18、議案第78号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第78号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

総務省消防庁では、岩手県大船渡市の林野火災を踏まえ、林野火災予防に関する事項について予防火災条例を一部改正、またサウナ設備について、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）を一部改正することとなり、本条例について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、予防課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 辻予防課長、演台にて補足説明。

○予防課長（辻 政人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料50ページの養老町火災予防条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

最初に、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第29条にあっては、火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にし、また火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限にありました窓、出入口等の閉鎖について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除をするものです。

新たに第3章の3を加え、林野火災の予防に関する事項として規定を設け、第29条の8にあっては、町長は気象の状況が林野火災の予防上、注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることと定め、また林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、町の区域内にある者は、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないとするものです。

別添資料51ページを御覧ください。

さらに、町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとし、第29条の9にあっては、町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることと定めております。

第42条の3にあっては、火災予防条例第45条に第2項を追加したことに伴い、所要の

規定の整理を行うものです。

別添資料52ページを御覧ください。

第45条にあっては、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にしています。

また、消防長、消防署長は、火災予防条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるものと定めるものです。

続いて、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

別添資料53ページの養老町火災予防条例新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレル、木だるに放熱設備を設置するサウナ設備が全国で増加しています。現行のサウナの設備の基準は浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、対象火気設備等の種類、位置、構造及び消火設備について所要の改正をするものです。

第7条の2にあっては、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加し、従来のサウナ設備を一般サウナ設備と定め、簡易サウナ設備を屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう）またはバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ木製のものをいう）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつまきまたは電気を熱源とするものと定義し、また簡易サウナ設備について、安全を確保する装置等に係る規定を整備するものです。

別添資料54ページを御覧ください。

第7条の3にあっては、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備と定義するものです。

第29条の7にあっては、住宅における火災予防の推進のための物品、機械器具に感震ブレーカーを加えるものです。

第44条にあっては、火を使用する設備等の設置の届出が必要な設備に簡易サウナ設備及び一般サウナ設備を加えるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書72ページを御覧ください。

施行日につきましては、第1条の規定は令和8年1月1日から施行します。

また、第2条の規定は令和8年3月31日から施行します。

以上で、議案第78号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑

は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第19、議案第79号 養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第79号 養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例についての説明をさせていただきます。

養老町長寿社会福祉基金は、平成2年、本格的な高齢化社会の到来に備え、活力ある長寿社会を築くことを目的に設置された基金であります。しかし、現在は介護保険事業や地域福祉施策等により事業の推進を図っており、ここ数年は基金を活用していない現状がございます。

令和6年度養老町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書におきましても、基金の必要性、存続性を再検討するよう監査委員長さんより意見を受けたことに伴いまして、今後この基金を有効活用できるよう本条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町長寿社会福祉基金は、平成2年に国が策定いたしました高齢者保健福祉推進10か年戦略に基づき、地域主導による高齢者福祉施策を推進するため、地方交付税措置により設置されておりました。

本基金は果実運用型の基金であり、基金の運用から生ずる収益を一般会計に繰り入れ、老人福祉施設の設備整備、在宅福祉、在宅医療事業等の振興、その他福祉活動の促進に関する事業に活用できるとされております。

しかしながら、設置当時に比べ金利が非常に低くなっておりましたこと、また現在では介護保険事業や地域福祉施策等により事業の推進を図っていることから、ここ数年基金を活用した実績はございません。

町監査委員より御指摘いただきました令和6年度決算審査意見書を受け、長寿社会福祉基金の必要性、存続性について再検討したところ、本基金を廃止し、基金残高につきましては、同様の目的を持つ養老町まちづくり整備基金に積み立てることで、今後各事業に広く有効活用ができると考えております。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） これより暫時休憩といたします。再開は13時5分といたします。

（午後0時01分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第20、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第22、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの計3件を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、同意の人事案件であることから討論は省略することとし、各議案ごとに採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました同意第6号から同意第8号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての御説明を申し上げます。

このたび、固定資産評価審査委員会委員の任期が令和7年12月26日をもって満了となりますが、引き続き3名を固定資産評価審査委員会委員として再任をお願いしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年12月27日から令和10年12月26日の3年間となります。

1人目でございますけれども、記、住所、岐阜県養老郡養老町蛇持87番地、佐竹孝一氏。同意の7号でございますけれども、岐阜県養老郡養老町竜泉寺227番地、西脇敏郎氏。同意第8号でございますが、岐阜県養老郡養老町下笠865番地、林康博氏。以上3名でございます。どうぞよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次採決を行います。

まず、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第23、議案第80号から日程第27、議案第84号までの計5議案は一括上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第23、議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定につ

いてから日程第27、議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの5議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

指定管理の指定につきましては、養老町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、それぞれ指定管理者となる候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ健康福祉課長、産業観光課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町老人福祉センターでございます。指定管理者となる団体は、岐阜県養老郡養老町高田79番地2、社会福祉法人養老町社会福祉協議会、会長 森川一俊でございます。

また、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、平成11年より施設の管理を受託しており、これまでの実績を基に地域福祉活動の推進など地域福祉活動の拠点として、また公の施設としても平等に利用されることが考えられること、町社会福祉事業推進のために開かれた交流拠点として現在も同施設を運営しており、事業の継続性や管理に関するノウハウを有していることなどを総合的に勘案し、指定することが適当であると考えます。

以上で、議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、演台にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） それでは、私のほうから議案第81号から議案第84号について補足説明をさせていただきます。

議案第81号についてでございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町農村婦人の家で、指定管理者となる団体は、養老町釜段695番地、釜段区、区長安部晃でございます。

次に、議案第82号についてでございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の

名称は、養老町豊転作技術研修センターで、指定管理者となる団体は、養老町豊25番地、豊区、区長 村上秀彦でございます。

次に、議案第83号についてでございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町寺町転作技術研修センターで、指定管理者となる団体は、養老町大巻306番地2、寺町自治会、区長 熊田芳樹でございます。

次に、議案第84号についてでございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町桜井転作技術研修センターで、指定管理者となる団体は、養老町桜井724番地、桜井区、区長 大橋唯史でございます。

なお、各施設の指定の期間は、いずれも令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上で、議案第81号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定についてから、議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定については、総務民生委員会に付託の上、審査することに、議案第81号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定についてから議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についての4件は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定については、総務民生委員会に付託の上、審査することに、議案第81号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定についてから議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についての4件は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第28、議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正

予算（第9号）から日程第33、議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの計6議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

次に、日程第28、議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 11月21日に一般会計補正予算、臨時会で第8号、3億6,300万円弱の補正をいただいたばかりでございますけれども、何とぞ御理解いただきながらよろしくお願ひしたいと思います。

ただいま上程賜りました議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7億2,333万5,000円を追加し、予算総額を142億4,180万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、給与改定等に伴う人件費、長寿社会福祉基金条例を廃止した場合の繰入れの積立て、障害者自立支援給付事業などでございます。

詳細につきましては、各総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

人件費につきましては、各科目でそれぞれ所要額を補正しておりますが、給与費明細書により一括して説明をさせていただきます。

議案書の100ページを御覧ください。

まず、特別職の長等につきましては、期末手当で11万9,000円の増額であります。議員につきましては、期末手当で17万2,000円の増額であります。

次に、101ページの一般職について説明をさせていただきます。

給料につきましては3,706万6,000円の増額、職員手当等については2,248万9,000円の増額、共済費については1,802万円の増額であります。

増額の理由といたしましては、人事院勧告による給与改定に伴う増額、異動等による増額となります。

職員手当の増額のうち、期末手当、勤勉手当、通勤手当、宿日直手当については、人事院勧告による制度改正に伴い1,187万9,000円の増額、時間外勤務手当として509万4,000円の増額、その他手当については、異動等に伴い551万6,000円の増額でございま

す。

次に、94、95ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費の総務管理事務では、国家公務員の旅費制度が見直しをされたことを受け、本町でも改正に準じた見直しが必要となることから、旅費に関する条例等の整備を行うため、例規支援業務委託料として143万円を計上いたしました。

18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、現在上程中の長寿社会福祉基金条例の廃止が可決された場合に、住みよい豊かなまちづくり推進のため、基金の全額2億9,952万1,000円をまちづくり整備基金に積み立てるものでございます。

次に、98、99ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、3目防災費の災害対策事業では、大雨等により冠水するおそれのある飯積地区の東海環状自動車道高架下にライブカメラ及びLEDの照明を設置するため、行政情報・地域情報等の発信に関する連携協定第7条に基づく負担金として266万2,000円を計上いたしました。

款12公債費、項1公債費では、借入利率の変更に伴い、1目の元金の町債年次償還元金で137万6,000円を減額し、2目利子の町債年次償還利子で336万1,000円を増額いたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

90、91ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額2億3,969万8,000円を増額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

94、95ページを御覧ください。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の総合窓口受付案内事業では、外国人住民の増加に伴い、各自治会館において月1回、巡回形式で外国人を対象とした相談窓口を設置するため60万7,000円を計上いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、サービス利用の増加により扶助費として2億1,542万1,000円を増額いたしました。

次に、国民健康保険特別会計繰出金では、職員給与費の所要額の増加により255万4,000円を増額いたしました。

介護保険事業特別会計繰出金では、事業費の増加に伴い、介護給付費町負担分として

4,316万3,000円を増額いたしました。

3目福祉医療費の福祉医療事務事業では、社会保険診療データ等の受信に必要となるパソコン購入費用として21万9,000円を増額いたしました。

また、乳幼児及び重度心身障がい者等の医療機関受診が増えたことに伴い、乳幼児等医療事業では1,372万1,000円を、重度心身障害者医療事業では600万7,000円をそれぞれ増額いたしました。

96、97ページを御覧ください。

6目地域改善費の地域改善事業費では、霊園使用权返上に伴う返還金として8万円を増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の広域保育委託事業では、町外の保育園等を利用する園児数の増加に伴い委託料389万4,000円を、要保護児童対策地域協議会事業では、児童相談システムの改修に伴い委託料59万4,000円をそれぞれ増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健センター費の保健センター維持管理事業では、保健センター2階の集団指導室等空調機等更新工事及びトイレ改修工事費として1,802万4,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

90、91ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金、項2負担金、1目民生費負担金の児童福祉費負担金では、広域分保育料として5万6,000円を増額いたしました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金を1億771万円、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付交付金を59万8,000円増額いたしました。

項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金として19万8,000円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金を5,385万5,000円、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付交付金県費負担金を44万6,000円増額いたしました。

項2県補助金、1目総務費県補助金の総務管理費補助金では、岐阜県多文化共生推進補助金として29万円を増額いたしました。

2目民生費県補助金では、福祉医療費補助金を300万3,000円、児童福祉費補助金の岐阜県児童福祉等対策事業補助金を75万8,000円、岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金を19万8,000円増額いたしました。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金、6目長寿社会福祉基金繰入金では、基金の有効活用について監査委員の是正改善を受け、2億9,952万1,000円を計上いたしました。

次に、92、93ページを御覧ください。

款21町債、項1町債、3目衛生債では、保健センター改修事業債として1,690万円を計上いたしました。

続いて、87ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、戸籍住民基本台帳費において機器導入から5年が経過したことによるコンビニ交付システム機器更改に伴い、半導体不足によるサーバーやネットワーク機器の納入遅延が予想されることから673万2,000円を追加しました。

また、戸籍総合システム機器更改につきましても同様の理由により2,098万8,000円を追加いたしました。

子育て世帯支援クーポン事業について、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、クーポンの使用期限を令和11年3月31日までに延長するため53万4,000円追加いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

94、95ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費のバス運行管理費では、バスの運行時間の増加などに伴い56万8,000円を増額いたしました。

次に、7目地域振興費のオンデマンドバス運行事業費では、人件費などの増加により212万円を増額しました。

次に、96、97ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の機構集積協力金交付事業費では、農地中間管理機構から地権者に対して交付されている機構集積協力金が地権者の意向などから貸付けの解約が見込まれるため、返還金10万4,000円を増額いたしました。

続きまして、歳入につきまして説明をさせていただきます。

92、93ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、さきに歳出で御説明いたしました機構集積協力金は町を介して農地中間管理機構への返還となるため、10万4,000円を増額いたしました。

以上で産業建設関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

98、99ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校管理事務では、各小学校の水道料金について、当初予算見込みから不足が生じるため、光熱水費306万2,000円を増額いたしました。

次に、小学校校舎等施設整備事業では、養老小学校においてプール給水ポンプが経年劣化に伴い故障し、稼働しなくなったことから、来年度のプールの授業に支障を来さないよう早急に更新する必要があるため、プール給水ポンプの更新を行うものであります。

また、同じく養老小学校において、通常使用している井戸水の井戸ポンプの不調が続き、正常に稼働しなくなったことから井戸ポンプの更新を行うものであり、養老小学校プール給水ポンプ更新工事及び井戸ポンプ更新工事の工事請負費として、合わせて629万8,000円を増額いたしました。

次に、項4社会教育費、3目公民館費の公民館維持管理費では、今夏の猛暑により冷房の使用が想定以上に増えたため、これからの暖房の使用を踏まえると予算に不足が生じる見込みであることから、冷暖房用の重油代及び電気料として燃料費188万8,000円を、光熱水費183万1,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、中ホール及び中央公民館において、設備等の不具合が生じ早急に修繕する必要があることから、施設修繕料47万4,000円を増額いたしました。

さらに、中央公民館において、施設の老朽化に伴い予防保全的に長寿命化対策を行うため本施設の老朽度を調査する必要があることから、中央公民館老朽度調査業務委託料として196万9,000円を増額いたしました。

また、中央公民館事務所棟において雨漏りが発生し、会議室の使用に支障を来していることから、中央公民館事務所棟とい改修工事として388万7,000円を増額いたしました。

次に、産業文化会館維持管理費では、産業文化会館において今夏の猛暑により冷房の使用が想定以上に増えたため、これからの暖房の使用を踏まえると予算に不足が生じる見込みであることから、電気料として11万9,000円を増額いたしました。

また、産業文化会館において設備等の不具合が生じ、本施設の使用に支障を来していることから早急に修繕する必要があるため、施設修繕料18万8,000円を増額いたしました。

次に、地区公民館維持管理費では、各地区公民館において今夏の猛暑により冷房の使用が想定以上に増えたため、これからの暖房の使用を踏まえると予算に不足が生じる見込みであることから、各地区公民館電気料として90万円を増額いたしました。

また、各地区公民館において設備等の不具合が生じ、緊急に修繕する必要があることから、各地区公民館施設修繕料として174万2,000円を増額いたしました。

次に、6目町民会館費の町民会館維持管理費では、町民会館において施設の老朽化に伴い、さきの中央公民館と同様に予防保全的に長寿命化対策を行うため本施設の老朽度

を調査する必要があることから、町民会館老朽度調査業務委託料として213万8,000円を増額いたしました。

次に、図書館において屋根防水の劣化に伴い雨漏りが発生していることから、緊急に修繕する必要があるため、図書館防水及びコーキング工事として829万9,000円を増額いたしました。

続いて、87ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、中央公民館老朽度調査業務委託及び町民会館老朽度調査業務委託について、業務内容及び施設建物の規模から年度内に業務を完了することが困難であるため公民館維持管理費において459万3,000円を、町民会館維持管理費として498万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第29、議案第86号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第86号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ255万4,000円を追加し、予算総額を33億1,060万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りま

すようよろしくお願ひいたします。

○議長（早崎百合子君） 吉村住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明のほうをさせていただきます。

最初に、112ページ、113ページの歳出について御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、職員給与の所要額として国民健康保険関係職員費214万9,000円を増額いたしました。

款4保健事業費、項2保健事業費、1目保健衛生普及費では、職員給与の所要額として40万5,000円を増額いたしました。

114ページの給与費明細書に詳細を示しておりますので御確認ください。

次に、110ページ、111ページの歳入について御説明を申し上げます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金として255万4,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第30、議案第87号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第87号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収益的支出を132万7,000円増額し、

補正後の予算総額を5億1,102万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事院勧告による給与改定及び職員の異動等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、124、125ページの収益的支出から説明をさせていただきます。

款1水道事業費用、項1営業費用、3目総係費では、人事院勧告による給与改定及び職員の異動に伴い人件費を補正するものです。職員給料63万8,000円増額、手当等を49万1,000円増額、法定福利費を11万5,000円増額、退職給付費を8万3,000円増額の計132万7,000円を増額いたしました。

なお、職員給与費の明細につきましては、118から120ページに詳細が掲載してございます。

以上で、議案第87号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第31、議案第88号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第88号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収益的支出を177万7,000円増額し、補正後の予算総額を3億6,087万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事院勧告による給与改定及び職員の異動等に伴い、所要を改正するものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、134、135ページの収益的支出から説明をさせていただきます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、6目公共総係費では、人事院勧告による給与改定及び職員の異動に伴い人件費を補正するものです。職員給料を123万1,000円増額、手当等を9万3,000円増額、法定福利費を29万3,000円増額、退職給付費を16万円増額の計177万7,000円を増額いたしました。

なお、職員給与費の明細につきましては、130ページに詳細が掲載してございます。

以上で、議案第88号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第32、議案第89号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第89号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,995万5,000円を追加し、予算総額を33億425万5,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、人事院勧告等に伴います職員給与費の所要額のほかに、保険給付費の各種サービス給付費の増加等により、給付費など所要額を計上してございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

146、147ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、介護保険事業関係職員費212万1,000円を増額しました。

職員給与費の明細につきましては、150ページから152ページの給与費明細書に詳細を示しておりますので御確認ください。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス給付費、1目居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費負担金では、本年度のサービス利用の増加などにより2億1,295万1,000円を増額しました。

以下同様に、3目施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付費負担金では8,904万7,000円を増額しました。

5目居宅介護住宅改修費では52万6,000円を、6目居宅介護サービス計画給付費では671万3,000円をそれぞれ増額しました。

項2介護予防サービス給付費において、1目介護予防サービス給付費では315万2,000円を、3目介護予防福祉用具購入費では42万円を、4目介護予防住宅改修費では13万8,000円を、5目介護予防サービス計画給付費では168万4,000円をそれぞれ増額しました。

項4高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費では1,041万8,000円を増額しました。

次に、148、149ページを御覧ください。

項5高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では156万8,000円を増額しました。

次に、款4地域支援事業費、項1地域支援事業費、1目地域支援事業費では、地域支援事業関係職員費として121万7,000円を増額しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

142、143ページを御覧ください。

まず、款3国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の増額に伴い6,087万3,000円を、過年度分追加交付金として1,759万4,000円を増額しました。

項2国庫補助金、1目調整交付金においても給付費の増額に伴い1,633万1,000円を増額しました。

2目地域支援事業交付金（総合事業）では、人件費の補正に伴い8万2,000円を増額し、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では34万3,000円を増額し、過年度分追加交付金として107万9,000円を増額しました。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金においても給付費の増額により、1目介護給付費交付金では8,818万7,000円を増額し、2目地域支援事業交付金では現年度分8万7,000円、過年度分530万9,000円をそれぞれ増額しました。

次に、款5県支出金でも給付費の増額により、項1県負担金、1目介護給付費負担金では4,528万1,000円を増額し、過年度分追加交付金として1,321万9,000円を増額しました。

項2県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）について、人件費の補正に伴い4万1,000円を増額し、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では17万2,000円を増額し、過年度分追加交付金として76万2,000円をそれぞれ増額しました。

次に、款7繰入金、項1他会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、給付費の増額により4,082万9,000円を増額しました。

2目地域支援事業繰入金（総合事業）では、人件費の補正に伴い4万1,000円を増額し、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では17万2,000円を増額しました。

5目その他一般会計繰入金では、職員給与費分など212万1,000円を増額しました。

次に、144、145ページを御覧ください。

款8繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として3,743万2,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第33、議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ131万9,000円を追加し、予算総額を2,201万9,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費及び介護予防事業委託料の所要額を計上するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

160、161ページを御覧ください。

款1 総務費、項1 施設管理費、1目 一般管理費では、介護サービス事業関係職員費として職員給与等22万2,000円を増額いたしました。

職員給与費の明細につきましては、162ページの給与費明細書に詳細を示しておりますので御確認ください。

款2 サービス事業費、項1 介護予防支援事業費、1目 介護予防支援事業費では、介護予防支援計画の作成委託件数の増加により109万7,000円を増額しました。

次に、158ページ、159ページの歳入について御説明申し上げます。

款1 サービス収入、項1 介護予防給付費収入、1目 介護予防サービス計画費収入では、

介護予防支援計画費の収入により82万2,000円を増額いたしました。

款3繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として49万7,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は12月8日月曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（早崎百合子君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日12月4日から12月15日までの12日間は休会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月4日から12月15日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は12月16日火曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時間 午後 2 時05分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月3日

議 長 早 崎 百 合 子

議 員 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁

